

## 第8回教育委員会会議録

- 1 期 日 平成29年8月30日（水）
- 2 場 所 壮警町地域交流センター 2F研修室1・2
- 3 開 会 午後4時00分
- 4 閉 会 午後5時15分
- 5 出席者 教 育 長 田 鍋 敏 也  
教育長職務代理者 松 永 美 継  
委 員 金 子 祐 一  
委 員 濱 田 美和子  
委 員 成 澤 敏 勇  
生涯学習課長 山 本 貴 浩  
生涯学習課課長補佐 永 堀 善 之  
生涯学習課主幹 河 野 圭
- 6 傍聴者 なし

議事大要 別紙のとおり

|       |  |
|-------|--|
| 田鍋教育長 | <p>只今の出席委員は4名であります。定足数に達しておりますので、ただちに平成29年第8回壮瞥町教育委員会を開催します。本日の会議に付す事件は、報告第5号並びに議案第25号から議案第28号の5件であります。会議録署名委員の指名を行います。</p>  |
| 田鍋教育長 | <p>今回は、松永委員、金子委員の両氏を指名いたします。</p>   |
| 田鍋教育長 | <p>2名の委員につきましては、よろしくお願いします。</p> <p>「議案第25号 平成30年度から使用する「特別の教科 道徳」小学校用教科用図書の採択について」を議題とします。説明を求めます。</p>   |
| 山本課長  | <p>「議案第25号 平成30年度から使用する「特別の教科 道徳」小学校用教科用図書の採択について」説明いたします。</p> <p>教科書とは、小中学校等において教育課程の構成に応じて教材として、教授の用に供される図書であり、文部科学省の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいいます（根拠法、教科書の発行に関する臨時措置法第2条）。</p> <p>学校教育法第34条では、小学校においては、これらの教科書を使用しなければならない、と規定されております。</p> <p>教科書は、文部科学大臣の検定を経てはじめて、学校で使用される資格を与えられます。検定済み教科書は、通常、1種目（教科毎の分類単位）毎に決定される必要があります。採択の方法は、採択の権限は、公立学校については、学校を設置する市町村教育委員会にありますが、「採択に当たっては市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域を採択地区と設定し、その地域内の市町村教育委員会が協議して、種目ごとに同一の教科書を採択する」とことと「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）」に規定されています。</p> <p>この採択地区は、その域内で同一の教科書を使用することが適当と考えられる地域であり、都道府県教育委員会が自然的、経済的、文化的条件を考慮して決定することとなっております。平成29年4月現在、全国には、583地区あり、北海道には23地区あります。</p> <p>壮瞥町は、室蘭市、苫小牧市を除く、胆振管内9市町により第10地区と規定（昭和39年5月4日道教委告示第90号）されています。</p> <p>教科用図書の採択は、小中学校については、通常4年ごとに行われておりますが、今回は、新たに「特別の教科 道徳」の教科書の採択が必要となり、平成29年3月28日、文部科学省初等中等教育局 教科書課長 通知 等 に基づき、採択作業を行ったものです。</p> <p>具体的には、5月10日、各市町の教育委員会の代表、教育長を構成メンバーとする、平成29年度教科用図書第10採択地区教育委員会協議会が開催され、会長に豊島滋安平町教育長など、役員を選任し、調査委員会と小委員会を設置することを決定しました。</p> <p>5月26日、第2回協議会では、調査委員会と小委員会の委員6名を決定しました。調査委員会は、6月30日に第1回調査委員会を開催し、その後、7月12、13日、調査を行い報告書が作成されました。</p> <p>7月20日、室蘭市 むろらん広域センタービルにおいて、第3回協議会が行われ、教科用図書の選定作業を、行ったところです。</p> <p>「特別の教科 道徳」は、小学校では、標準授業時数1年34単位時間、2年35、3年35、4年35、5年35、6年35単位時間あります。発行者は、東京書籍、学校図書、教育出版、光村図書、日本文京出版、光文書院、学研教育みらい、廣済堂あかつきの8者です。</p> <p>協議会では、小委員長 登別市立富岸小学校 安宅錦也 校長からの調査結果報告がなさ</p> |

れ、質疑が行われた後、一者選定に向けた協議が行われました。

調査は、優劣や順位付けを行い、まとめられたものでなく、あくまでも内容に、どのような工夫、配慮、特色がみられるか、を基本としたものであることから、

選定にあたっては、各者の内容、構成、排列、特色、そして、学習意欲を高め、主体的に学習に取り組むことができる工夫や、使用上の便宜などの観点で、検討がなされ、総合的に判断されたところであります。

選定結果は、議案 のとおりです。

種目 特別の教科 道徳。発行者は、 光村図書出版

選定理由は、・教材の取り扱い内容、構成、排列や分量がバランスよく編纂されている。

- ・導入における発問例が示されているなど、展開内容が整理されている。
- ・「振り返り」が充実している。
- ・現代的な課題に関する教材が他者より多く掲載されている。 です。

こうした経緯を経て、選定されましたが、壮瞥町立学校管理規則 第38条 の規定に基づき、本日、採択に関する議案として、提案するものであります。

よろしくご審議くださいますようお願い致します。

田鍋教育長

暫時休憩します。  
休憩前に引き続き会議を開きます。

田鍋教育長

課長から説明をいただき、採択についてお諮りをしているところであります。ご意見・ご質疑を受けたいと思います。

松永委員

協議会での選定結果が出されて、各教育委員会に持ち帰って、その中の審議で第10採択地区のそれぞれの市町で教科書の採択をすることがあり得るのですか。

田鍋教育長

基本的にはないと思います。

松永委員

地区割は何回か見直されているのですか。

田鍋教育長

その都度、必要に応じて見直されています。

田鍋教育長

その他ありませんか。

－質疑なし－

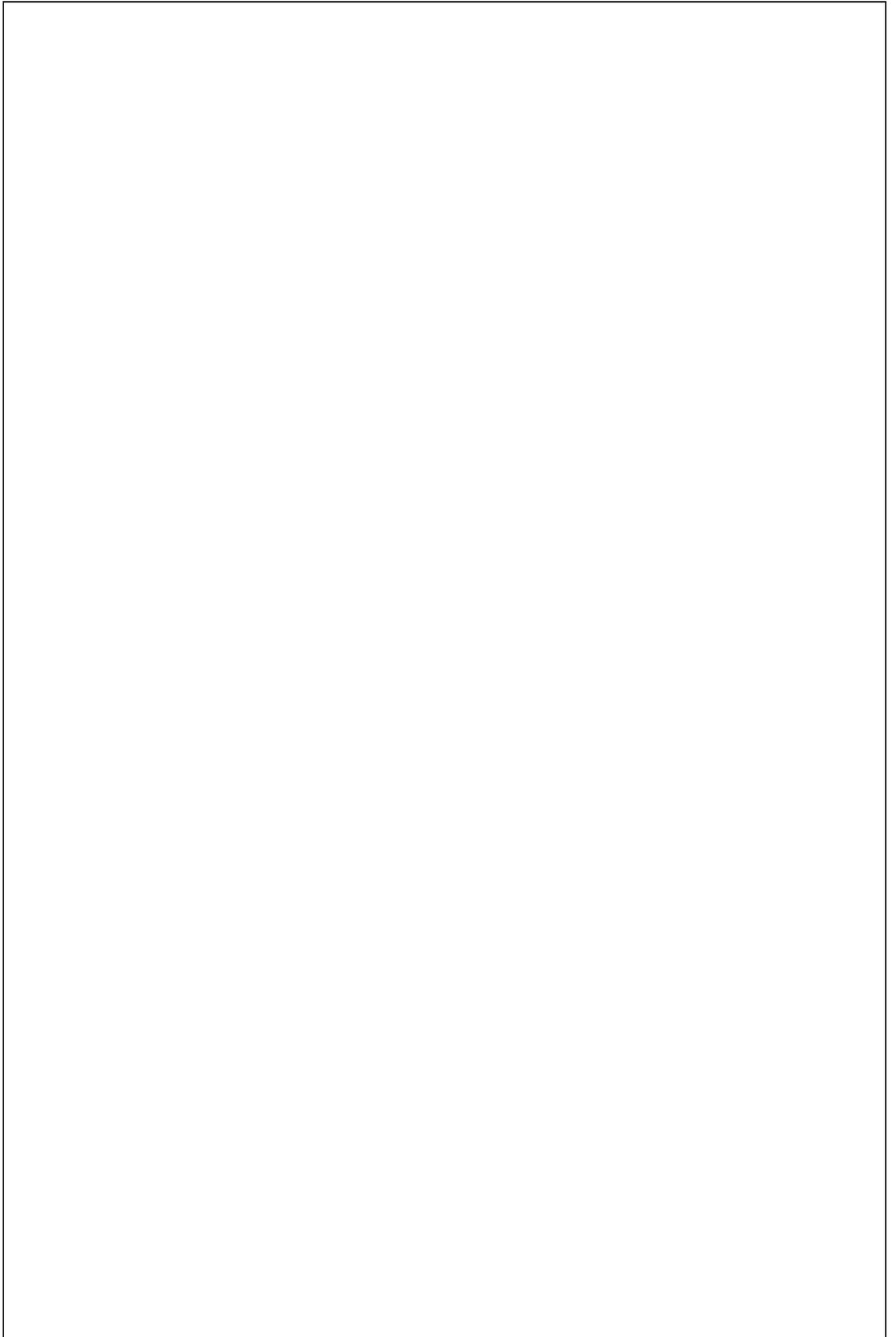
田鍋教育長

質疑なしと認めます。それでは、議案第25号を採決します。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

－異議なしという声あり－

田鍋教育長

本案は、原案のとおり決することとしました。



|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

